

令和元年12月9日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報告第40号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月9日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

鈴鹿市長 末松 則子

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

-2-